

災害復旧アドバイザー派遣制度要綱

公益財団法人 福井県建設技術公社

(目的)

第一条 本制度は、異常天然現象により公共土木施設が被災した際、福井県内の市町（以下「市町」という。）からの要請に基づいて「災害復旧アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を災害現地に派遣し、市町の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱においてアドバイザーとは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に市町の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等が可能な者として、公益財団法人福井県建設技術公社（以下「建設技術公社」という。）が認定し、登録された者をいう。

(認定・登録)

第三条 アドバイザーの認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて建設技術公社理事長あて申請し、建設技術公社理事長が登録する。

なお、登録証の有効期間は5月1日から2年間とし、認定を受けてから2年ごとに更新するものとする。

(業務)

第四条 アドバイザーは市町の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- 一 災害調査に関する支援
- 二 復旧工法に関する技術的助言
- 三 その他市町の災害復旧事業に関する支援・助言
- 四 災害自主通報

(責務)

第五条 アドバイザーは次に掲げる責務を有する。

- 一 アドバイザーは、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- 二 アドバイザーは、あくまでもボランティア活動であり、いかなる個人または組織の便宜を図ってはならない。
- 三 災害現地に派遣された場合には、現地活動の概況をとりまとめ、建設技術公社理事長に報告する。

(運営委員会)

第六条 本制度を的確に運営するために「災害復旧アドバイザー派遣制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設ける。運営委員会は、建設技術公社理事長が委嘱した者をもって構成する。なお委嘱期間は4月1日から1年間とする。

- 2 運営委員会には委員長を設け、委員長は建設技術公社専務理事があたる。
- 3 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じたオブザーバーを置くことができる。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 アドバイザーの認定登録審査
 - 二 その他本制度の運営に関する事項についての審議

(事務局)

第七条 本制度を円滑に運用するために「災害復旧アドバイザー派遣制度事務局」(以下「事務局」という。)を設ける。事務局は次に掲げる事務を行うものとし、建設技術公社内に設けるものとする。

- 一 アドバイザーの認定登録に関する事務
- 二 運営委員会開催に関する事務
- 三 アドバイザー派遣に関する事務
- 四 アドバイザーの研修等の実施に関する事務
- 五 アドバイザーの活動のための費用支弁・会計・契約に関する事務
- 六 その他本制度を円滑に運用するために必要な事務

(派遣費用)

第八条 アドバイザー派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、原則として事務局において負担するものとする。

(その他)

第九条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は建設技術公社理事長が定める。

(附則)

- この要綱は、平成20年5月21日より適用する。
この要綱は、平成22年4月22日より適用する。
この要綱は、平成24年4月1日より適用する。
この要綱は、平成29年5月1日より適用する。